

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成27年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2	1/2
		県(起債)	市町負担金
			A市 B市 C町

関係市町の負担割合は汚水量を
ベースに各処理区の構成市町から
なる下水道推進連絡協議会で協
議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	79,399,525
近江八幡市	54,559,091
草津市	89,027,601
守山市	58,281,947
栗東市	55,778,648
甲賀市	64,636,477
野洲市	54,687,466
湖南市	53,724,659
東近江市	98,591,488
日野町	15,148,171
竜王町	18,036,594
計	641,871,667

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	464,624,500

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	163,826,399
長浜市	182,228,817
東近江市	28,576,112
米原市	50,419,631
愛荘町	39,248,516
豊郷町	10,672,405
甲良町	11,869,310
多賀町	11,869,310
計	498,710,500

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	8,237,250
栗東市	7,512,750
計	15,750,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	61,099,333

4処理区合計 1,682,056,000 円

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の10第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を
管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、
その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用
の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見
を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成27年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	544,024,025
彦 根 市	163,826,399
長 浜 市	182,228,817
近 江 八 幡 市	54,559,091
草 津 市	89,027,601
守 山 市	66,519,197
栗 東 市	63,291,398
甲 賀 市	64,636,477
野 洲 市	54,687,466
湖 南 市	53,724,659
高 島 市	61,099,333
東 近 江 市	127,167,600
米 原 市	50,419,631
日 野 町	15,148,171
竜 王 町	18,036,594
愛 荘 町	39,248,516
豊 郷 町	10,672,405
甲 良 町	11,869,310
多 賀 町	11,869,310
計	1,682,056,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。	